

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月1日(水) 午後1時30分から午後1時59分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (45名)

会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
	5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
	16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
			20番	三好 春樹
	21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
	23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
	21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
	23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (2名)

農業委員

9番 小清水 千明 19番 松本 武雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

20番 三好 春樹 21番 薬師寺 悦子

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第3号 諸証明について
報告第4号 農地転用確認交付申請書について
報告第9号 農地法第4・5条許可について
(令和4年4月16日～令和4年5月13日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

次長兼管理係長	中島 慶和	農地係長	濱田 英樹
主任	藤部 尚子	主事	入川 大希
事務補助	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗	課長補佐	福島 康生
農業振興係長	山口 真樹		

8. 会議の概要

《中島次長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《山本職務代理》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員23名であります。定足数に達しておりますので、令和4年6月定例総会を開会いたします。

《中島次長》

それでは始めに山本会長職務代理者より、ご挨拶をお願いいたします。

《山本会長職務代理》

失礼します。先月もお伝えしたとおり、全国農業委員会会長大会に小清水会長が出席して、庵崎局長さんも同行しておりますので、今日の6月総会は欠席です。ご了承をお願いします。代わりに職務代理の山本が報告いたします。

ご挨拶を申し上げます。皆さんコロナ禍で穀物の高騰で食料もちょっと高くなりますが、5月20日の参議院本会議で人・農地の関連法が成立し、目標地区の素案を作成する事や農地を取得する下限の面積の要件が廃止されました。そして農地利用意向調査もタブレットの方に移行して対応するようになりました。

さて、6月に入り梅雨も近くとなりましたが、水稻生産農家も生育管理をし、いもち病に強い新品種の試験栽培がJA各地で行われるようになっております。鬼北町とか三間町とか津島町とかも入るそうです。柑橘生産農家におきましても、防除とあら摘果など多忙な時期に入りました。夏野菜も植えつけ後の作業が忙しくなりますが体調管理をし、第3条、第4条、第5条の農地法の審査も審議もよろしくお願ひします。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《中島次長》

はい。失礼します。本日は小清水会長、松本委員が所用のため欠席です。

《山本職務代理》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に三好委員、薬師寺委員を指名いたします。

まず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《山本職務代理》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《山本職務代理》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

17番、〇〇〇〇君ですが、彼は新規就農して3年目になるのですが、予ねてより温州ミカン団地を欲しがっておりました。△△△△さんと話が付きまして□□□□君が取得する事になりました。何ら問題ありません。

18番、〇〇〇〇君。彼はですね長年△△△△さんの所の隣接園地を作っておりましたが、今回、譲渡されました。何ら問題ありません。

《氏原委員》

19番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子です。今後、補助事業申請のために使用貸借権の設定をします。□□□□さんは熱心にミカンを作っていますので問題ありません。

20番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。この度、経営拡大のために使用貸借権の設定をします。□□□□さんは、熱心な農家で何ら問題はありません。

21番、22番について説明いたします。〇〇〇〇さんは、貸出人の△△△△さんと□□□□さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作しておりましたが、この度、経営拡大のための所有権移転であります。〇〇〇〇さんは真面目に耕作しており何ら問題ありません。

《梶原委員》

失礼します。23番について説明いたします。新規就農で〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて耕作をするという申請です。□□□□さんは東京にお住まいで耕作が出来ないという事で、◇◇◇◇さんに所有権移転をするという事です。〇〇〇〇さんが従業員の増加により時間が出来たため申請地を取得して新規就農するという事で問題ないと思います。

《井上委員》

はい、失礼いたします。24番につきましてご説明します。貸出人の〇〇〇〇さんは農業委員を歴任され、また△△△△ミカン組合の篤農家でございます。借受人の□□□□さんとは親子関係に当たります。◇◇◇◇さんには〇〇〇〇から来られた後継者のお婿さんが居られまして、その方と耕作されるという事です。△△△△さんは高齢という事で、使用貸借という事で□□□□さんの所有する農地を娘さん夫婦に耕作してもらうという事でございます。◇◇◇◇さんの耕作面積がゼロになっていますが、新規就農ではなくて、家の中での耕作する立場が変わったという解釈で新規就農には当たらないという事です。

《森委員》

25番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でして、補助事業申請のために使用貸借権設定をいたします。何ら問題ないと思います。

《滝澤委員》

26番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でありまして、農業者年金受給のための経営移譲でございますので、何ら問題ありません。

《細川委員》

27番についてですが、〇〇〇〇さんは、今は△△△△に住んでおられますが、生まれは□□□□町です。◇◇◇◇さんの土地と〇〇〇〇さんの土地は隣り合わせでありまして、△△△△さんの土地に入る道がないので探しておりましたら、□□□□さんは年を取って百姓が難しくなったという事で、◇◇◇◇さんと話がまとまりまして何ら問題ないと思います。

《山本職務代理》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われる農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《山本職務代理》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

8番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんに所有権移転する案件です。現地確認を行っております。排水路がありますので、水田を持っている

人に確認しましたが、この辺りは宅地が増えてきており、問題がなければ了承するという事で あったので問題ないと思います。

《山本職務代理》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

はい。失礼いたします。お写真を拝見した所ですね、農地の中にちょっとこんもりとした木のような草なのですか、もしこれが木とか植えていたら現況が田やなくて樹園地ですよ、雑草であれば問題ないのですが、それだけ確認したいのですが。

《富永委員》

園芸のようなもので実際問題はなかったです。景観が良くなるという事で廣瀬さんが植えられていたそうです。

《濱田係長》

委員さんがおっしゃられたのですが、こちらで確認しているのは草でありました。すいません。

《山本職務代理》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりの承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。
事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

失礼します。52番から55番について説明いたします。更新です。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは72歳です。高齢ではありますが認定農業者でありまして、地域のリーダーとして元気で農業に取り組んでおられます。

続きまして56番について説明いたします。同じく更新です。利用権設定を受ける△△△△さんは地域のリーダーで元気で農業に取り組んでおられます。

《黒田委員》

57番と58番はいずれも更新でございます。〇〇〇〇さんと△△△△さんは熱心に農業をされており何ら問題ありません。

《土居委員》

59番について説明いたします。更新でございます。〇〇〇〇さんは熱心に耕作されており何ら問題ないと思います。

《富永委員》

60番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは更新でございます。何ら問題ないと思います。

61番、□□□□さんさんは熱心に耕作をされており何ら問題ありません。

《赤松利彦委員》

62番、〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんが新規に貸借されるという事で問題ないと思います。

63番、□□□□さんの園地を同じく◇◇◇◇さんが更新であります。何ら問題ないと思います。

64番と65番は、〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんと□□□□さんが新規であります。何ら問題ないと思います。

66番と67番の〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんと□□□□さんが更新という事で問題ないと思います。

68番と69番の〇〇〇〇さんの園地を皆さんご存知の△△△△のドライブイン観光地の□□□□さんで何ら問題ないと思います。

70番の〇〇〇〇さんの園地に△△△△さんの園地が隣接しているという事で新規であります。何ら問題ないと思います。

《渡邊委員》

71番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは、更新でありますので何ら問題ありません。

《森委員》

72番ですが、〇〇〇〇さんは高齢ですので、近所の若い後継者であります△△△△さんにお願ひしました。何ら問題はないと思ひます。

73番、〇〇〇〇さんの実家の田んぼで更新でもありますので、何ら問題ないと思ひます。

74番、75番共に水稻で更新でありますので、問題ないと思ひます。

《宮口委員》

76番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新です。

《山本委員》

77番について説明いたします。〇〇〇〇さんの園地を新規に△△△△さんが耕作するものでありまして。利用権を設定する□□□□さんは親戚同士であります。◇◇◇◇さんの方が年齢は若いのですが、体調を崩されて清家さんにお願ひをしたという事で、何ら問題ありません。

続きまして78番、これも〇〇〇〇さんのご主人が亡くなられて園地を縮小したいという事で、若手の△△△△さんが作るという事で話がまとまりました。問題ないと思ひます。

《平山委員》

79番、〇〇〇〇さんは元気で熱心にやられておられます。更新ですので問題ないと思ひます。

《氏原委員》

80番、81番について説明いたします。設定を受ける〇〇〇〇さん、△△△△さんは熱心に農業をされており更新ですので何ら問題はありません。

《滝澤委員》

6番について説明します。所有権移転する〇〇〇〇さんは、早くに両親を亡くされており、農地も少し荒れていましたが△△△△さんが非常に熱心に農業をされておりますので何ら問題はありません。

《赤松俊雄委員》

7番は、〇〇〇〇さんと△△△△さん。これは叔父甥に当たりまして双方で話がまとまりまして、所有権移転となりました。

《赤松利彦委員》

8番、所有権移転する〇〇〇〇さんと△△△△さんとの話し合いで所有権移転となりました。

問題ないと思ひます。

9番、所有権移転する〇〇〇〇さんと△△△△さんとの話し合いで所有権移転となりました。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。
ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、山本豊紀委員の退席を求めます。

..... 山本豊紀委員退席

採決をいたします。
議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。
山本豊紀委員の入室を認めます。

..... 山本豊紀委員入室

以上で令和4年6月定例総会の議案を終了いたします。